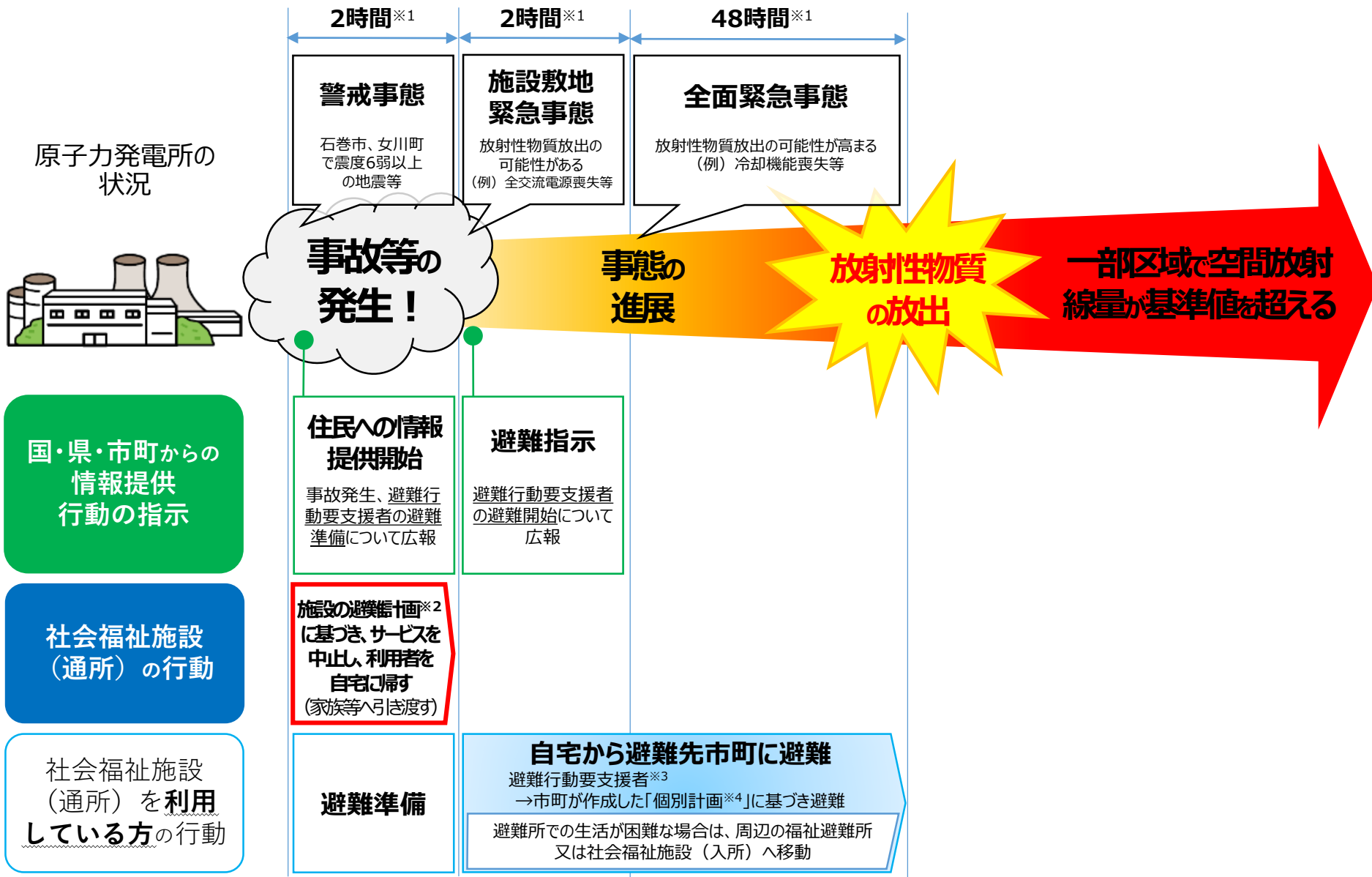


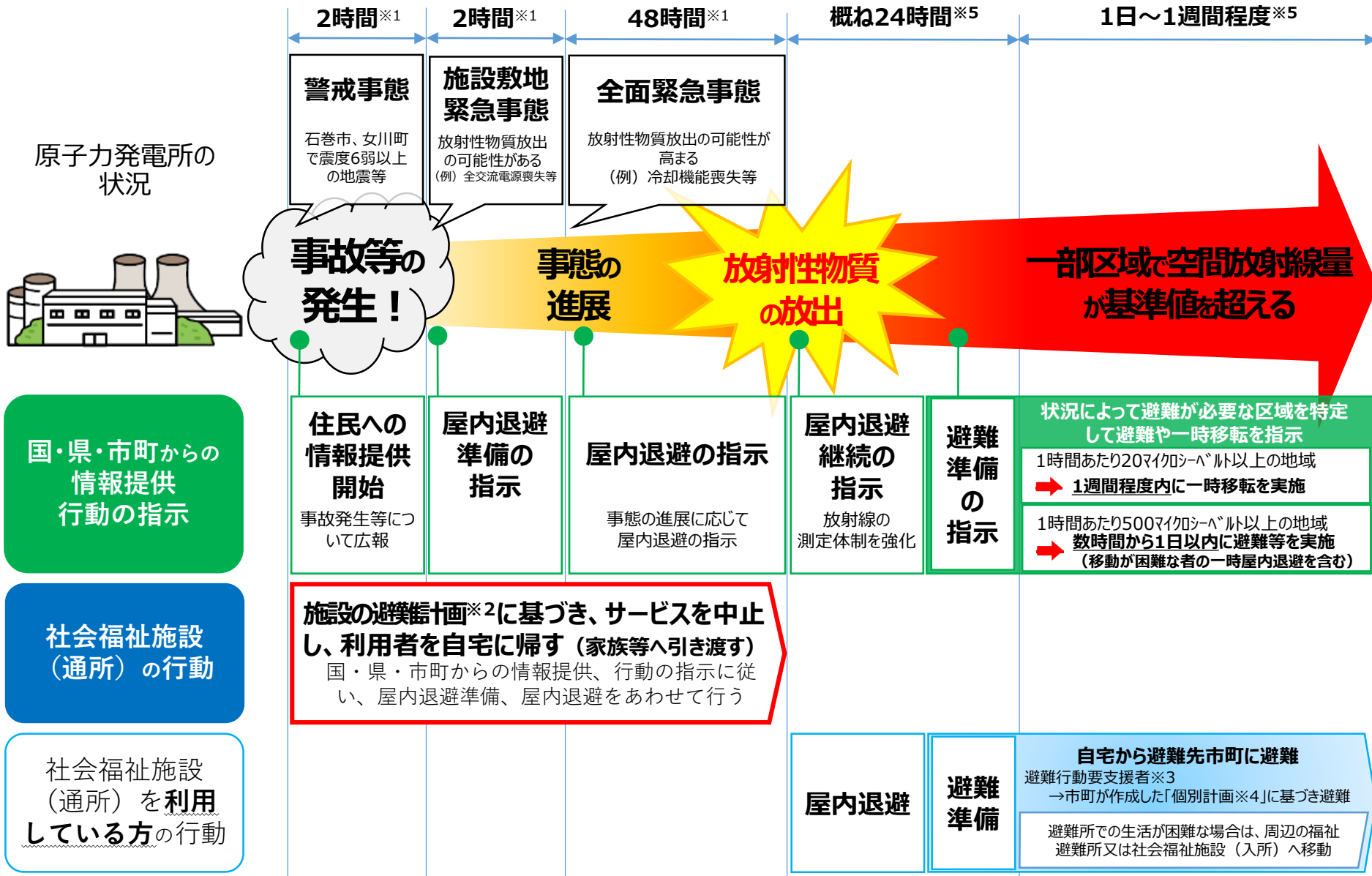
準PAZ内における社会福祉施設（通所）の避難に係る原則的な考え方



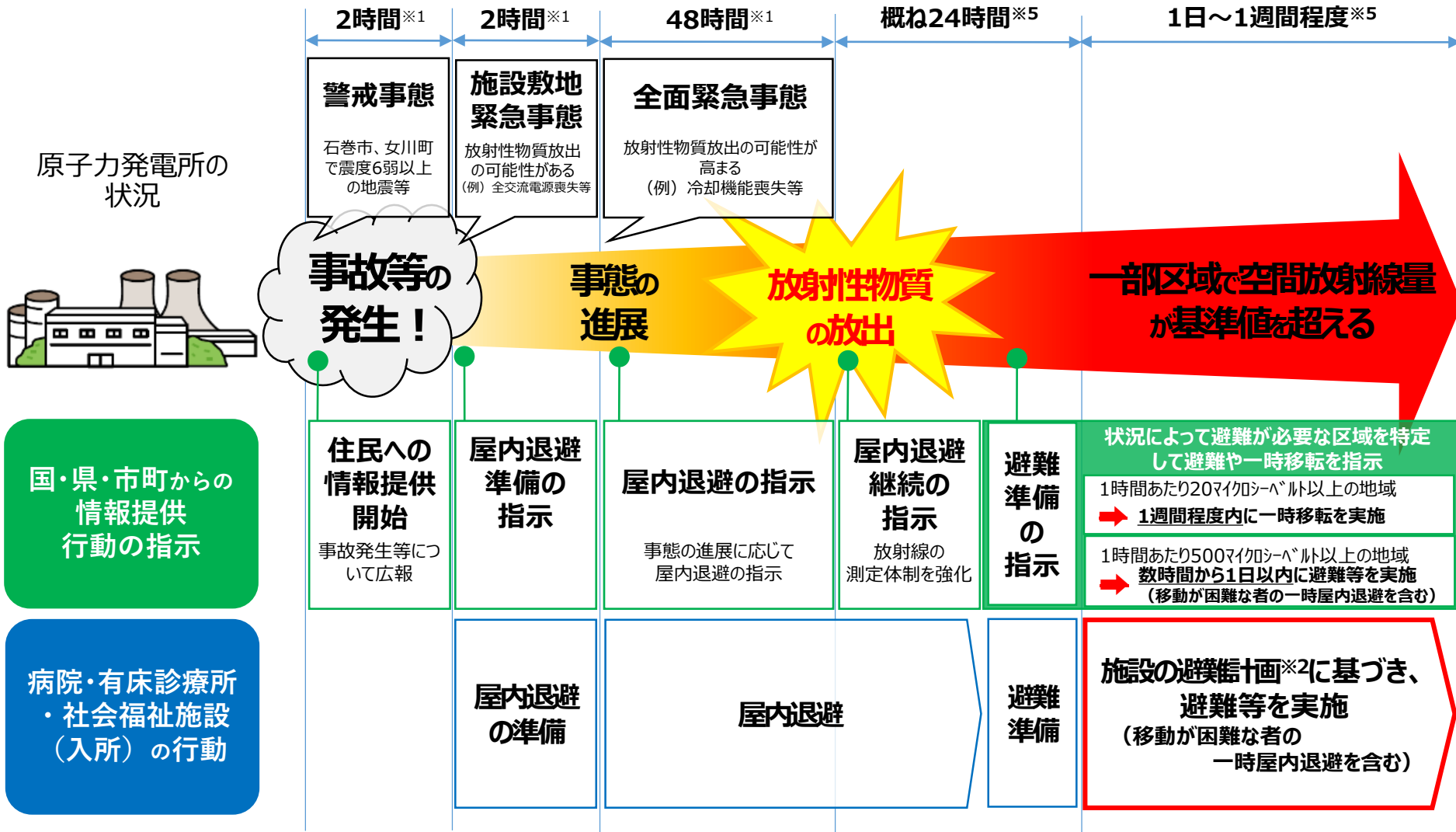
準P A Z内における医療機関・社会福祉施設（入所）の避難に係る原則的な考え方



UPZ内における社会福祉施設（通所）の避難に係る原則的な考え方



UPZ内における医療機関・社会福祉施設（入所）の避難に係る原則的な考え方



※1 警戒事態：2時間、施設敷地緊急事態：2時間、全面緊急事態：48時間

令和元年宮城県総合防災訓練（令和元年11月12日、13日実施）における想定時間です。

本訓練では、宮城県沖にて地震発生後（女川町、石巻市において震度6弱を検知）、外部電源の喪失により、定格熱出力運転中の東北電力株式会社女川原子力発電所2号機において原子炉が自動停止し、機器故障によって原子炉冷却機能が喪失した後に全面緊急事態に至る。その後、炉心が損傷し、放射性物質が放出され、各地点において一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められた状態になったと想定しています。

※2 施設の避難計画

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕に基づき、医療機関、社会福祉施設の管理者は、原子力災害時における避難所、避難経路等についての避難計画を作成するものとされています。

宮城県が作成している原子力災害避難計画作成例を参考に各施設で作成してください。

（作成例掲載アドレス：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/sakuseirei.html>）

※3 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（災害対策基本法 第四十九条の十）です。

※4 個別計画

避難行動要支援者一人一人への避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、避難支援者、避難場所、避難方法等を避難行動要支援者ごとに具体的に記載するものです。

（参考：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針 第4個別計画の策定）

※5 概ね24時間，1日～1週間程度

平成24年10月31日に制定された、原子力災害対策指針（令和2年2月5日一部改正）で示された、防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルにおける初期設定値です。